

婦人関係参考資料 No. 67 号

1961年の婦人に関する動き

労働省婦人少年局



は し が き

この資料は、1961年1月から12月までの1年間に
おける婦人と関係ある問題や婦人団体の活動状況等を、主
として、団体の機関紙(婦人新聞)及び各都道府県婦人少年室
の報告に基づいて作成したものです。

1962年6月

労 働 省 婦 人 少 年 局

1961年の婦人に関するうごき

目 次

I 1961年のうごき	1
II 婦人をめぐる社会のうごき	2
1. 婦人に関係ある法律の成立	2
2. 行政機構の改革	5
3. 官庁主催の行事等	6
4. 政党のうごき	7
III 婦人の組織活動	8
1. 新たに結成された組織	8
2. 組織活動	8
IV 国際交流	17
1. 国際会議出席、諸外国視察	17
2. 外国婦人の来日等	19
V 褒 賞 等	20
VI 地方のうごき	20
1. 婦人に関係ある行政機構のうごき	20
2. 婦人の組織活動	24
VII 各月別婦人界のうごき	25

I 1961年のうごき

1961年は国内の政治、社会面にはさわだった事件はあまりみられなかったが、諸物価の高騰が著るしかつたため、婦人団体は活発な物価値上げ反対運動をおこなった。消費者物価は35年以来、上昇を続けて来ており、36年前半にやや落ち着いた動きをみせた面もあったが後半には上昇がかなり強まった。このような物価上昇をもたらしたのは農水畜産物、サービス料金、加工食品の価格などの上昇であるが、物価上昇を身近かに感じた主婦達の反対運動はほとんど年間を通じてみられ、1961年の最も活発な婦人のうごきとなった。また、物価値上げ問題以外の面でも消費者行政の確立を要求する声が高まり、関係官庁は品質表示を適正なものとするために既存の諸法規を活用し、あるいは若干手を加えるなどの努力を示したほか、全国的に「苦情の窓口」も開かれる運びとなった。また、長期的目標をもったものとして、経済企画庁に国民生活向上対策審議会の設置等もみられた。

政治面では第38通常国会で政治的暴力防止法案が提出されたため、これに対する反対運動に参加した婦人団体もあったが、35年の安保条約改訂反対の際の活動ほど広範囲の運動とはならなかった。

また、10月以後、米ソの核実験が再開され、諸団体の核実験反対運動が展開されたが、婦人団体も熱心な反対運動をおこなった。

この年、婦人が中心となって活動したものに子どもを小児マヒから守る運動があげられる。初夏から秋にかけて、小児マヒの全国的発生をみせため、殆んど全国的に子どもを小児マヒから守る協議会が組織され、母親たちは関係官庁に熱心な働きかけをおこなった。この結果ワクチン等の大量輸入が実現し、小児マヒも下火となった。

また、昭和38年からの40年にかけて急増する中学卒業者をひかえて、高校全員入学運動が次第に高まりをみせた。このほか、わく婦人の増化傾向等に伴い、保育施設要求の声も高まった。

その他、経済構造の変化、および農業基本法制定など農政面からの影響もあり、農村の婦人の状況が注目された。農業労働の担い手となっている婦人たちのグループ活動の活発化、営農面を中心とした学習など注目すべきうごきが各地でみられた。

II 婦人をめぐる社会のうごき

ノ一 婦人に関係ある法律の成立

(1) 所得税法の一部を改正する法律

標記法律が成立、公布された。(3月31日、昭和36年法律第35号)

従来法律ではノ人目の扶養親族に7万円の控除が認められていたが、新法で、「居住者に控除対象配偶者(納税義務者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が5万円以下であるものをいう)がある場合においては、その者の総所得金額(退職所得の金額、又は山林所得の金額から9万円を控除する)という配偶者控除が設けられた。

(2) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

標記法律が成立、公布された。(4月1日、昭和36年法律第103号)

酩酊者の行為を規制し、又は救護を要する酩酊者を保護する等の措置を講ずることによって公共の福祉に寄与することを目的として制定されたもので、①酩酊者の保護と処罰、②酒乱による家庭悲劇を防ぐ、③アル中患者に治療の機会を開く、という三つの柱を骨子としている。

(3) 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

標記法律が成立、公布された。(4月1日、昭和36年法

律第104号)

改正の要点は次のとおりである。①従来、「住宅補修資金」とあつたものを「住宅資金」とし、貸付限度額は従来の3万円から10万円に、償還期限は5年以内から6年以内に改められた。②事業継続資金の個人分に対する限度額は、従来の1回につき3万円以内から5万円以内に増額、償還期限は2年以内から3年以内に改められた。③事業開始資金の償還期限は従来の4年以内から6年以内に改められた。

(4) 農業基本法

標記法律が成立、公布された。(4月12日、昭和36年法律第127号)

この法律は「農業の向うべき新技術の普及を明らかにし、農業に関する政策の目標を示すため」制定されたものであるが、国の政策の目標として、農業生産性向上と農業従事者の所得増大を目的として農業の発展と農業従事者の地位の向上を図ることを掲げ、その第2条8号中、「婦人労働の合理化等により農業従事者の福祉の向上を図る」という施策をつづっている。

(5) 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律

標記法律が成立、公布された。(4月15日、昭和36年法律第135号)

この改正により出産関係の給付が改正された。改正の要点は次のとおりである。①被保険者が分娩した場合、従来は「被保険者の標準報酬月額に半額に相当する金額」が支給されると定められていたが、新法に、「その額6000円に満たざる場合は6000円」の字句が追加され、最低6000円が支給されることとなった。②被保険者の妻の分娩費は従来の1000円から2000円に引き上げられた。③従来「哺育手当金」として分娩後6カ月間哺育期間1月につき200円を支給していたものを、「育児手当金」として分娩直後に2000円を支給す

ることとなった。

(6) 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律

標記法律が成立、公布された。(4月5日、昭和36年法律第136号)

この改正とともに出産関係の給付が改善された。改正の要点は次のとおりである。①被保険者が分娩した場合、従来、分娩費として2000円支給したものが、4000円に引き上げられた。②被保険者が分娩した時に支給される出産手当金が引き上げられ、従来、1日につき第1級にあつては、200円、第2級にあつては140円であつたものが、それぞれ330円、240円支給されることとなった。被保険者に被扶養者がなく、かつ、病院又は診療所に収容されている場合には、従来、1日につき第1級30円であつたものが220円に、第2級90円であつたものが160円にそれぞれ引き上げられた。③被保険者の妻が分娩したときは従来1000円支給されていたものが2000円に引き上げられた。

(7) 国民年金法の一部を改正する法律

標記法律が成立、公布された。(10月31日、昭和36年法律第167号)

この改正により新たに準母子年金、準母子福祉年金が設けられた。これら年金制度は準母子状態にある女子に母子年金、母子福祉年金制度を準用するものであるが、準母子状態とは①夫が死亡した場合においては孫又は弟妹と生計を同じくすること、②男子たる子が死亡した場合においては、孫と生計を同じくし、かつ配偶者がいないこと、③父又は祖父が死亡した場合においては、弟妹と生計を同じくし、かつ、配偶者がいないこと、を指す。

(8) 女子教育職員が産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律

標記法律が成立、公布された。(11月9日、昭和36年

法律第200号)

この法律により題名は「女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律」と改められた。主な改正点は次のとおりである。①新たに幼稚園の女子教職員を対象に加えた。②国公立の女子教育職員の出産の場合の臨時補充職員の任用期間を産前産後にわたり少なくとも2週間を下らない期間と定めた。③私立学校の女子教育職員にもこれに準ずる措置を講ずるよう努力すべきことを定めた。

(9) 児童扶養手当法

標記法律が成立、公布された。(11月29日、昭和36年法律第238号)

この法律は父と生計を同じくしていない児童(義務教育終了前の者)を監護する母親または養育者に児童扶養手当を支給することを定めたものである。この手当の対象となるのは①父母が婚姻を解消した児童、②父が死亡した児童、③父が廃疾の状態にある児童、④父の生死が明らかでない児童、等であり、手当額は1月につき800円である。ただし、該当する児童が2人であるときは1200円とし、3人以上であるときは1200円にその児童のうち2人を除いた児童1人につき200円を加算した額とする。

2. 行政機構の改革

(1) 婦人教育課新設

文部省社会教育局に婦人教育課が設置された。(5月)

婦人教育課は、①婦人教育に関し、④情報資料の収集及び提供、⑤研究集会、講習会、展示会等の主催又は参加、⑥教材等の解説目録の作成及び提供を行なうこと、②婦人学級その他の婦人を対象として行われる教育活動に関し、援助と助言を与えること、③その他婦人教育の向上及び普及に援助と助言を与えること、等の事務をつかさどる。

なお、婦人教育課長には外村てい氏が任命された。

(2) 中央児童福祉審議会児童手当部会設置

厚生大臣の諮問機関である中央児童福祉審議会に児童手当部会が設けられた。(6月)。同部会にはすべての児童に手当を与える児童手当制度創設を検討するために設けられものである。

(3) 国民生活向上対策審議会設置

経済企画庁は国民生活の向上対策に関する諮問機関として標記審議会を設けた。(6月)

3 官庁主催の行事等

(1) 第9回農家生活改善発表大会

農林省主催の第9回農家生活改善発表大会が3月に東京で開催された。全国から農家の主婦や生活改善普及員が集まり、生活改善グループによる体験発表などが行われた。

(2) 全国婦人教育研究集会

文部省主催の昭和35年度全国婦人教育研究集会が3月に東京で開催され、婦人団体代表と地方自治体の社会教育関係者が参加した。会議は「婦人教育5年の反省と今後の課題」をテーマとして、研究発表、討議等が行われた。

(3) 第13回婦人週間

労働省主催の第13回婦人週間が4月10日から16日まで「次の世代の成長に貢献する——とくに社会のよき一員としての人格形成に——」という目標で全国的に実施された。この週間の中央行事である第9回全国婦人会議は労働省とNHKの共催で4月12日から15日までの4日間にわたり、東京で開催された。

(4) 死春をなくす運動

死春防止法制定5周年を機として、5月24日を中心に死春をなくす運動が全国的に実施され、各地で講演、懇談会、巡回相談などが行われた。主催は総理府、法務省、文部省、厚生省、労働省、警察庁、全国社会福祉協議会、死春対策国

民協議会による。

(5) 全国母子衛生大会

厚生省主催の第5回全国母子衛生大会が6月に富山市で開催され、全国から保健衛生関係者、助産婦等が集まり、模範養育団体の表彰、研究発表等が行われた。

(6) 第9回働く婦人の福祉運動

労働省婦人少年局主催の第9回働く婦人の福祉運動が「男女同一労働同一賃金について理解を深める」ことを重点目標として全国的に展開され、各地で懇談会や研究会が開催された。

(7) 労働者家族福祉運動

労働省婦人少年局は10月10日から19日までを労働者家族福祉運動期間とし、全国的にこの運動を実施し、期間中には研究会議、懇談会、セミナー等が各地で開催された。

(8) 全国社会福祉大会

全国社会福祉協議会、厚生省その他の主催により10月に東京で開催され、全国から民生委員、児童委員、社会福祉事業関係者などが集まり、討議を行なった。

(9) 第6回家族計画全国大会

日本家族計画連盟、厚生省等の主催による第6回家族計画全国大会が11月に東京で開催され、全国から行政関係者や奥地指導員等が参加、研究発表、家族計画普及功労者の表彰等が行われた。

4 政党のうごき

イ 民主社会党の規約改正により婦人局は解消し婦人対策委員会が設けられ、委員長に本島百合子氏が就任した。(1月)

ロ 日本社会党の婦人対策委員長に藤原道子氏が再選された。(3月)

ハ 日本共産党の婦人部長に刈田アサノ氏が再選された。(7月)

二、自由民主党の婦人局長に山本杉氏が就任した。(8月)

III 婦人の組織活動

1 新に結成される組織

日本婦人教室の会が4月に結成された。同会は①個人の完成をめざし、よりよい人間関係をつくる、②くらしを明るく豊かにし、封建的な慣習をあらためる、③民主主義をおしひろめ、自由と平和と正義をもとに、新しい社会をつくる、という3項目の「私たちの実践」をもとに、友情を保ち、知性と教養をうちかい、婦人の地位をたしかめることを目的とし、5人以上のグループ加盟であり、都道府県ごとに支部を形成する。会長に赤松常子氏が選ばれた。

2 組織活動

(1) 消費者行政をめぐる動き

国鉄運賃、郵便、電気など公共料金値上げのうごきに対し、全国消費者団体連絡会は1月9日に生協連、総計、主婦連、婦人民主クラブなど加盟各団体の代表を集めて行動方針を協議した結果、消団連に加盟していない団体にも呼びかけて全国的に中身の公共料金引上げ反対運動をすすめることを決定、その後間もない17日には消団連を中心に地婦連、婦団連、中央農業会議などの団体が参加して公共料金値上げ反対懇談会が結成され、23日には第1回研究集会を開催し、物価値上げ反対運動を全国的に盛りあげ、国会に消費者の声を反映することなどの方針をきめた。同懇談会は2月17日には公共料金等物価値上げ反対中央集会を開き公共料金の値上げ抑制、消費者保護立法の強化、物価値上げ抑制のための措置実施などを決議し、代表が政府及び各党代表に陳情を行った。2月27日には消団連は全国代表者会議を開き、消団連加盟各団体が協力して、物価値上げの家計に及ぼす影響を統計的に調査することを決定した。この調査

結果は4月に発表されたが、それによると34年2月の一世帯あたり消費額は前年同期にくらべて6.5%増加しており、支出増加分の4分の3は物価上昇のためであるという。1月29日に開かれた消団連の全国代表者会議では年末年始にかけ全国タブロップで物価値上げ反対集会を開くこと、1000万人を目標に物価値上げ反対国会請願署名運動をおこなう等について決定し、決議文を大平官房長官に手渡した。

以上のようは消団連を中心として一連の活動と並行して、その他の婦人団体も活発に値上げ反対運動をおこなったが、主なものとしては次のようなものである。主婦連合会では2月1日、第3回消費者ゼミナールを開き、物価値上がり問題について話し合い、この結果、物価値上げを抑制する根本的対策の確立と、大巾減税の実施を政府に申し入れるとともに、他団体と協力して強力な値上げ反対を行なうことを決定、同月20日には全国地域婦人団体連絡協議会、主婦連合会、全国未亡人団体協議会、日本婦人有権者同盟、日本生活協同組合連合会婦人部、全国農協婦人組織協議会、東京YWCAの婦人団体代表は物価値上げ対策婦人団体懇談会を開催、消費者保護政策実施について首相に申し入れを行なうこと、値上げ反対の全国的運動を展開することなどを決定した。27日には主婦連、地婦連、全未協、日本生協連婦人部、日本有権者同盟の代表は経済企画庁に迫永長官をえづね、最近の消費者物価の上昇について①値上げ防止の具体策、②サービス料金の引上げ問題、③乗車値上げなどの諸項目について質問、懇談した。この間、22日には物価、公共料金引上げに反対して関東主婦連合会の代表2名が上京、東京駅前で値上げ反対の署名運動を行なった。3月1日には主婦連、地婦連、全未協、東京YWCA、日本生協連婦人部、日本有権者同盟の共催による物価値上げ反対婦人大会が開催され、約600名が参加して物価値上がりについて話し合い、公共料金の値上げと

便乗値上げの抑制、消費者保護行政の早急な確立などの要求を行ない、デモ行進を行なった。また代表は国会へ物価値上げ反対の請願をおこなった。3月6日には上記の婦人団体代表は池田首相を訪問し、値上げ反対の要望書を提出して陳情を行なった。また6月27日には主婦連、地婦連、婦人有権者同盟、母子福祉連合会、生協連婦人部、東京YWCAの6団体は公共料金値上げ反対婦人大会を開き、公共料金値上げ禁止の閣議決定の実行、公共料金値上げ抑制の努力を政府および都当局などに要求する決議をおこなった。

これらの値上げ反対運動は相当に広範囲に、また継続的に行われたが、他方、物価値上げ反対運動のみならず、広く消費者保護行政を要求するうごきもかきみられ、主婦連、地婦連などの総会では、それぞれ消費者行政確立を要請する決定が行われた。また、主婦連は9月10日研究会を開き食品の品質標示について農林省に申し入れを行なった。また9月には日本消費者協会（会長：足立正一日本生産性本部長）が発足した。また、12月には全国的に「苦情の窓口」が設けられることになった。「苦情の窓口」はさしあたり県の婦人会館や婦人団体の事務所等があたり、消費者が暮らしに関係ある諸問題に対する苦情を苦情うけつけカードに記入して提出すると毎月整理され、地元で処理できるものは地元でできないものは主婦連でとりまとめられ中央官庁、業者団体などに連絡されて改善がはかれるというものである。

以上のようなうごきに対し、政府は3月に公共料金など政府の関与する物価の値上げ抑制を閣議で決定、4月には経済企画庁から「最近の物価動向」という解説書を発表するなどの努力を示した。また不正・不良品詰追放のため農林省では2月から「部品詰にJASマークを附することになり、公正取引委員会でも3月から独禁法で取締ることになった。厚生省でも5月にインスタント食品や無人スタンドにぞなえて

食品衛生法施行規則などを改正し、また、6月には経済企画庁に国民生活向上対策審議会が設けられ、10月には労働省婦人少年局は勤労者消費生活問題に関する研究会を開いた。

(2) 小児マヒ防止をめぐる活動

小児マヒが全国的に発生し、5～8月頃までを中心に子どもを小児マヒから守ろうとする母親の活動が著るしかった。「子どもを小児マヒから守る協議会」は前年の昭和35年末に東京に中央協議会がつくられて全国組織となったが、本年の小児マヒの流行は全国にひろがる勢を示したため、全国各地に協議会が組織され、ワクチン接種を要求する協議会の陳情は区役所、保健所、都道府県庁に対して連日のように行われ、6月19日には約300人の母親が厚生省へ陳情した。その他、地婦連の総会、総評主婦の会大会、日本母親大会なども小児マヒから子どもを守るための要求が強く打ち出された。これらの運動の結果、大量のワクチンが輸入され、また右癩系がランタミンの輸入も認められた。

(3) 保育施設要求運動

働く婦人の増加傾向、婦人の勤続年数の延びる傾向の中で、保育施設要求の声が高まってきた。

4月に東京で開かれた第6回はたらく婦人の中央集会のテーマのひとつに「取場に地域によりよい保育所をつくるには」が選ばれ、活発な討議がおこなわれたのをはじめとして、7月末の総評主婦の会第2回定期大会、8月の第7回日本母親大会等でも話題とされた。11月の25日には婦人月間実行委員会、東京保育所づくり協議会主催の保育所要求婦人大会が東京の中労会館で開かれ、保育所要求、保育内容改善等の7項目の要求が決議されたが、この大会には約1000名の参加者がみられた。

こうした婦人のうごきに応じて各地方に保育所、専任保育所の新設がみられた。（地方のうごき参照）

(4) 高校全員入学運動

昭和38~40年に急増する中学卒業者にそなえて高校増設を、さらに将来の目標として高校全員入学を要求する運動が各地でおこり、婦人が活動したが、全国的統一運動はおこわれず、また、中央組織も未だ結成されなかった。しかし8月に東京で開かれた第7回日本母親大会ではこの問題がとりあげられ討議された。

(5) 売春防止運動

社会党教化協会が4月に売春防止法公布5週年を記念して東京の尾崎記念館で集会を開き、婦人相談員、民間婦人保護団体代表など約100名が参加、売春対策機関の統一的運営、コールガルの対策、差者の解放など項目について請願書を総理大臣に提出することを決議した。10月には全国婦人相談員連絡協議会第2年次総会が開かれ、①売春防止法の一部改正の促進、②婦人保護事業予算の獲得、③売春への転落防止活動の推進、などの決定がおこなわれ、売春対策に一層努力する旨の決議が採択された。同じ10月に開かれた全国社会福祉大会でも婦人福祉問題がとりあげられ、相当の時間が売春対策問題にあてられ、コール設置、化装教育等について論議された。11月には、売春問題を解決するには麻薬撲滅に乗り出さねばならないという見地から麻薬対策協議会が成立したが、婦人団体では全国地域婦人団体連絡協議会、日本婦人有権者同盟、日本キリスト教婦人矯風会、主婦連合会、が参加している。

なお、売春防止法改正要求については上記の諸活動にみられるほか、5月に開かれた全国地域婦人連絡協議会の総会の要望事項などにもみられており、また、6月には「売春防止法の一部を改正する法律案」が婦人議員から提案されたが、36年中には成立をみていない。

(6) 公明選挙運動

婦人有権者同盟、地婦連、主婦連、理想選挙普及会など12団体代表は1月、公明選挙の推進について話しあった結果、政府に対し「選挙制度審議会を早急に設置し、審議会は婦人団体、青年団体を加えて構成し、国会議員は除くこと、公明選挙実現のための法改正案の今国会における上程」等について要望することをさめ、安井自治相に要望書を手交した。4月には日本婦人有権者同盟、主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本青年団協議会、理想選挙普及会等が集まり選挙法改正運動協議会を結成、本格的に選挙法を改正する運動をおこなうこととなった。

また5月に開かれた日本婦人有権者同盟の年次総会では今年度の運動目標の1つに、公明選挙と理想選挙の実現にうとの公明選挙法と政治資金規正法の改正をはかるという項目をあげた。その後、6月に内閣総理大臣の諮問機関として総理府に選挙制度審議会が設けられたが、婦人では坂西志保、村山リウの両氏が委員に任命され、また特別委員(国会議員)としては市川房枝氏が任命された。

(7) 薬水爆禁止、核実験反対運動

薬水爆禁止世界大会に先立って、従来この大会に参加してきた全国地域婦人団体連絡協議会は日本青年団協議会と共に日本薬水協の体質改善を要求して「薬水爆禁止運動はあくまでも人道主義にもとづいた、みんががついて行ける国民運動であるべきだ」という声明を発表した。8月9日から16日間にわたって第7回薬水爆禁止世界大会が東京で開かれ、例年どおり婦人団体の参加もみられたが、全国地域婦人団体連絡協議会は社会党、総評、日本青年団協議会と共に幅広い国民運動を主張して「現在の日本薬水協幹部を不信任し、薬水爆運動を正しいものにしてなおすために努力する」という声

明を發表した。また、同じ8月15日には本年はじめて開かれた核兵器禁止・平和建設国民大会が東京で開催され、婦人団体では全日本婦人連盟が参加した。

9月にソ連の核実験が再開され、社会党ほか諸団体が抗議を行なったが、婦人団体では全国地域婦人団体連絡協議会、全日本婦人連盟がそれぞれ5日、ソ連大使館を訪れ抗議した。次いで11日には米国の核実験再開に抗議し、地域婦人団体連絡協議会代表は米国大使館を訪問、ケネディ大統領宛の抗議文を提出した。日本婦人平和協会もケネディ大統領、フルシチョフ首相のそれぞれに宛てた抗議文を提出、日本婦人有権者同盟は米国婦人有権者同盟へ、米国の核実験を禁止するよう努力することを要望、また日本キリスト教婦人矯風会も代表を米ソ大使館へ送り核実験再開に対する抗議文を手渡すなど、婦人団体の抗議が9月にはひきつづき行なわれた。10月24日にはソ連の超大型核実験に抗議して諸団体がソ連大使館を訪れたが日本婦人教団の会、全日本婦人連盟も核実験禁止の抗議文を提出、また31日にはソ連のクロムカトシ核実験に抗議して核実験禁止国民会議、諸労組などがソ連大使館に抗議したが婦人団体では全日本婦人連盟代表が訪問、ソ連の母親たちに対し核実験禁止に努力するよう訴えた文を伝えた。11月には全国地域婦人団体連絡協議会、日本婦人有権者同盟、日本婦人平和協会、日本キリスト教婦人矯風会、日本YWCA、日本看護協会等11連名で米ソ両国に核実験即時停止の抗議文を、またあわせて、岡崎勝男国連大使に激励文を送った。

(8) 政治的暴力行為防止法反対運動

第98回国会へ政治的暴力行為防止法案が提出され反対運動が行われたが、婦人の活動としては、5月29日、人権を守る婦人協議会(婦人民主クラブ、日本婦人団体連合会、日本母親連絡会、総評婦人部など参加)の代表が集まり、参加団体はそれぞれの立場で抗議声明を發表すること、6月3日の「政界法紛争全国統一行動」に参加すること、6月6日に婦人だけの請願デモを行なうことなどを決定、これらの決定は実行に移された。10月11日には人権を守る婦人協議会は「政界法紛争・石炭政策転換要求婦人決起大会」を東京で開き、閉会后、国会へデモ行進した。また10月20日には日本母親連絡会主催による「政界法・学カテスト・物価値上げに反対する全国の母親たちの集会」が行われ、のち国会請願を行なった。

(9) その他

(i) 婦人月間実行委員会的主唱により第8回婦人月間(3月8日—4月16日)が実施された。「ノ、戦争と失業と貧乏をなくすため、すべての婦人は手をつなぎ、安保体制をくずしましょう。ノ、世界の婦人と手をつなぎ、平和共存、民族独立、完全軍縮をかちとりましょう」というスローガンのもとに国際婦人デー中央大会(3月、於東京)、第7回働く婦人の中央集会(4月、於東京)をはじめ、多彩な行事が各地でおこなわれた。

(ii) 日本の婦人が初めて選挙権を行使した日を記念して、第4回婦選会議が和歌山県、東京YWCA、矯風会、婦人平和協会、婦人有権者同盟、婦選同窓会、日本看護協会の主催により東京において開かれ、講義および「公取選挙法、政治資金規正法改正について」、「死傷防止法制定5週年に際して」のテーマについての討論がおこな

われた。(4月10日)

(一) 婦人週間記念行事

第13回婦人週を記念して、婦人団体、労組婦人部等によって、講演会、懇談会、取組・施設の見学等各種の行事が自主的に開催された。

(二) 母親大会

第7回日本母親大会が母親大会実行委員会の主催により8月20、21日の2日間にわたって東京で開催され、「子どもと教育」「生活と権利」「平和と母親運動」の問題について話しあいが行われた。

なお、この大会に先だって全国各地でも母親大会が開かれた。

IV 国際交流

1. 国際会議出席、諸外国視察

(1) 第15回国連婦人の地位委員会

第15回国連婦人の地位委員会が3月13日から16日までジュネーブのバレ・ド・ナシヨンで開催され、① 婦人の政治参加の権利、② 人権の分野における助言サービスに関して、③ 私法上の婦人の地位、④ 婦人の経済的権利と機会、⑤ 教育を受ける権利等の項目を議題として開催されたが、日本政府代表として谷野せつ芳労働省婦人少年局長が出席した。

(2) 第16回国連総会

9月19日から始まった第16回国連総会に日本政府代表、代表代理各5名が出席したが、代表代理の1人として久保田ギヌ氏(立教大学法学部助教授)が出席した。

(3) 文部省の婦人教育国外研究活動(第2回)

欧米の婦人教育事情や婦人団体の活動、地域・取組における婦人の活動・文化・厚生施設等を調査研究するため、文部省では第2回海外視察団をヨーロッパ及びアメリカへ派遣した。(10-11月)、団員は次のとおりである。○ヨーロッパ班 — 岩下かね(三重県婦連会長)、横地さたえ(名古屋市婦人会長)、小野すみ(矯風会理事)、石井幾久子(文部省社会教育審議会教育映画等分科会委員)、薄田清(宮城県婦連会長)、佐伯ゆき(富山県婦連会長)、宮本三枝子(文部省純潔教育分科会委員)、金森アキ(全国PTA連合会副会長)の8氏。○米国班 — 広瀬キシノ(広島県婦連会長)、内野ウメ(福岡県婦連会長)、中村ハツ(全国未成人団体協議会会長)、大高逸(文部省成人教育分科会委員)、武内なか子(山梨県婦連会長)、川野辺静(静岡県婦連会長)、大木千枝(千葉県社会教育主事)の7氏。

(4) その他

(1) 第1回アジア・アフリカ婦人会議

第1回アジア・アフリカ婦人会議が1月15日から19日までカイロで開催されアジア・アフリカ36カ国から、約250名が参加して、「民族独立と平和の維持のためのたたかいにおける婦人の役割」のテーマをめぐり、政治・法律・経済・社会・文化活動における婦人の役割の5分科会に分かれて討議をおこなったが、日本代表団として田中幸美子（評論家）、松島とし子（共産党）、山本まさ子（総評婦人対策部長）、木村とし子（日教組婦人部長）、加藤いく（都教組婦人部長）、金沢なお子（全通関東婦人部副部長）、小松とき子（兵庫県婦人団体協議会）、小畑マサエ（社会党都議）、堀文子（画家）氏ら9名が参加した。

(2) 第9回汎太平洋東南アジア婦人会議

汎太平洋東南アジア婦人協会の第9回国際会議が1月7日から19日までキヤンベラで開催され、140カ国から、約160名が参加し、「変化しつつある世界における婦人の市民教育」のテーマをめぐって討議等をおこなったが、日本からは、藤田たき氏を団長に白石つぎ、菅原信子、植村キミ、辻元八重、今井よね、毛利昭子、永上貞子、増田勢以子、新井妙子、武井梅野、野見山不二の各氏が出席した。

(3) WIL主権国際セミナー

磯野富士子氏（日本婦人平和協会副会長）は7月30日から8月5日までオスロで開催されたWIL（婦人国際平和自由連盟）主催の国際セミナーに参加した。同セミナーの中心テーマは「西洋文明と東洋文明の交流は可能か」であった。

(4) 国際婦人同盟第19回総会

国際婦人同盟第19回総会がダブリンで8月21日から25日まで開かれ、日本からは加盟団体である日本婦人

有権者同盟を代表して野間久子氏が出席した。同総会にはユダカ国から約150名が参加し、公民及び政治上の権利、同等の経済上の権利、同等の教育上の権利、同等の道徳上の基準、国際理解について、等の議題をめぐって討論等を行なった。

(5) 国際民主婦人連盟ブダペスト評議会

柳田ふき氏（日本婦人団体連合会長）は10月4日から8日までブダペストで開催された国際民主婦人連盟の総会に出席した。評議会には6ユカ国から180名の婦人が参加、国際情勢と民婦連の役割についての意志統一を行ない、平和問題、ドイツ問題、はたらく婦人の権利の問題、家族問題などに関して討議等をおこなった。

(6) 中村亮子氏（全国未亡人団体協議会会長）は1月8日から15日までローマで開催された第10回国際社会事業会議に、日本代表団の一員として出席した。

(7) 菅支那子氏（日本女子大学教授）はニューデリーで開催された世界キリスト教会議に出席した。（11月12月）

(8) 日ソ婦人懇話会（会長鳩山薫子氏）を中心とした婦人ばかり37人の訪ソ使節団（団長米川丹佳子氏）は25日間、にわたリソ連の各地を視察した。（6-7月）

2 外国婦人の来日など

(1) 生存のための婦人平和運動

10月にソ連の50ノガトン核実験が行なわれてから米国内に核実験反対の声が上がったが、「生存のための婦人平和運動」の婦人代表約10名が国連日本代表部に岡崎代表をたずね、子どもを放射能の危険から守るため核実験停止の運動に日本婦人も参加するよう呼びかけた。

(2) 外国婦人の来日

(1) 中国婦人代表団の来日

訪日中国婦人代表団歓迎実行委員会の招きにより、中国

婦人代表団（団長許広平女史）の一行 14人が3月17日
来日、約1か月滞在し、日本の婦人団体と交流した。

(ロ) マラヤの農業視察団の来日

マラヤ政府派遣の婦人ばかりの農業視察団が6月3日未
日し6月21日まで滞在、農家に住みこんで米づくり、養
蚕などを実地に学んだ。一行は農家や一般家庭の主婦たち
17人からなり、リーダーはマラヤ政府の厚生施設に勤務
するE. N. チョン夫人であった。

V 褒 賞 等

1. 篠崎ハル氏（東京武蔵野赤十字病院看護部長）、山崎秀子氏
（鳥取赤十字病院看護部長）、および井深八重氏（財団法人神
山復生病院総婦長）の3人にフローレンス・ナイテングェル賞
が授与された。
2. 柳かね氏（声学に紫綬褒賞）、牧野キク、大森テル、上岡左
津、森本静子、石川志づ、漆雅子、小川シズエ、大橋広、山西
登志得の諸氏（女子教育）、井上秀氏（女子教育、社会教育）、
桐淵とよ氏（婦人問題、社会教育）、斎藤洋氏（社会福祉事業、
人権擁護）等に藍綬褒賞が授与された。
3. 故外村てい氏（前文部省社会教育局婦人教育課長）に正五位
勲六等宝冠章が授与された。

VI 地方のうごき

ここにとりあげたのは1961年における婦人に関する地方状
況の主なものであり、本年1月末までに各都道府県婦人少年室か
ら送られた報告にもとづく。

ノ 婦人に関係ある行政機構のうごき

(1) 行政機構の改革

(20)

- イ 佐賀県厚生部に婦人児童課が復活した。
- ロ 鹿児島県民生労働部に婦人児童課が新設された。
- ハ 神奈川県民生部婦人児童課は児童課と改称され、売春防
止法に関する業務は保護課へ移管された。

(2) 条例等の制定、改廃

- イ 兵庫県では働く婦人の家の設置及び管理に関する条例を
制定した。
- ロ 青森県では婦人相談所嘱託医要綱が制定された。これに
より非常勤の嘱託医制度が設けられた。
- ハ 東京都は東京都家庭相談実施要綱を定め、家庭相談員制
度を新設した。この制度は家庭の人間関係、身分関係、自
立経済関係、家庭生活、その他、あらゆるに配事や悩みを
もつ婦人の相談相手になるために設けられたもので、26
名の婦人を相談員として任命。相談員は各区福祉事務所と
三多摩地方事務所に1名ずつ配置され、定期的に相談日が
定められる。
- ニ 三重県津市では津市学校給食調理員定数条例が制定され
た。これにより、従来、臨時雇であった給食婦が市職員に
なった。
- ホ 佐賀県武雄市では武雄市厚生年金条例が制定された。こ
れは生活保護法すれすれの母子家庭や身体障害者に1世帯
あたり年間1,000円を支給するもので、県下はじめての
ところみである。
- ヘ 佐賀県鹿島市は鹿島市国民年金条例の一部を改正した。
これは育児費を月200円、5ヵ月を限度として支給する
もので、県下唯一の例である。

(3) 新規施設

- イ 内販公共販業補導所が宮城、秋田、栃木、東京(併設)、鳥取、香川の各県に新設された。
- ロ 労働セツルメントが京都府につか所新設された。
- ハ 婦人会館が北海道、秋田県、新潟県、岐阜県、静岡県に

(21)

新設された。また、青年の家、青年婦人の家、子どもの家などが茨城県、埼玉県、山梨県、三重県、長崎県に新設された。

ニ、母子福祉センターが石川県に新設された。

ホ、開拓地婦人ホームが青森県、富山県、宮崎県に新設された。また、青森県に開拓地保健衛生指導車が設けられた。

ヘ、母子健康センターが青森県、山形県、富山県、鳥取県、佐賀県、宮崎県に設けられた。

ト、生活改善センター、共同炊事場等が福島県、山口県、香川県に設けられた。

チ、保育所、季節保育所が秋田県、富山県、山口県、長崎県に設けられた。

リ、東京都台東区に婦人相談所出張所が新設された。

(4) 婦人の地位の向上及び福祉に関する主な施策、行事

各県、市、町、村等地方行政機関が行なった施策、行事の主なものはつぎのようなものである。

(i) 施 策

イ、婦人教育事業の振興

婦人学級の拡充

婦人団体に対する補助金の助成

婦人団体指導者の養成

小集団活動推進

ロ、母子福祉対策の推進

母子福祉資金貸付

内職事業の補導、実施、強化

ハ、母子保健対策事業の推進

家族計画の啓蒙指導

食生活改善の推進

助産施設、乳児院の運営

ニ、働く婦人の福祉増進

中高年令層の就労促進

保育事業の推進

ホ、婦人福祉対策

婦人の自立及び家庭生活健全化の援助、指導

漁家生活指導員設置

苦情相談協力制度採用

生活改善グループに対する指導援助

ヘ、更生婦人対策

更生資金貸付

婦人相談所の運営

婦人保護施設の運営

(ii) 行 事

イ、婦人教育関係

婦人学級研究集会

婦人団体指導者講習会

婦人大会

婦人の国内研修

ロ、母子福祉関係

母子福祉大会

母子家庭職業指導者研修会

母子相談員の現任訓練研修

ハ、母子保健関係

母親教室

食生活改善大会

ニ、労働婦人関係

婦人労働講座

児童施設現任訓練講習会

ホ、婦人の地位向上関係

婦人通問行事

開拓地婦人の指導、講習会

生活技術講習会

婚姻届即時提出運動

ハ 更生婦人関係

売春防止法制定5周年記念活動

婦人相談員現任訓練講習会

売春対策本部会の開催

巡回相談実施

2 婦人の組織活動

主要な組織でとりあげられた今年の活動目標の主なものは次のようなものである。

イ 組織の充実強化—組織の自主性の強化、小集団活動の育成

ロ 婦人団体指導者の育成

ハ 学習活動の推進—政治、経済、営農知識、技術

ニ 家庭生活の合理化—生活改善推進、生活技術向上、貯蓄推進

ホ 物価値上げ反対

ヘ 高校全員入学

ト 青少年の健全育成—環境浄化等

チ 母子福祉政策の拡充要求

また、以上の活動目標に従って実施された組織の活動状況は次のとおりである。

イ 小集団の育成—若妻グループの育成、学習活動推進等

ロ 婦人団体指導者講習会

ハ 新生活運動の推進—生活技術講習会、家計簿記帖運動、米穀記帖運動、等

ニ 物価値上げ反対運動

ホ 苦情相談窓口開設

ヘ 小児マヒのワクチン接種要求運動

ト 高校全入運動

チ 乳児保育施設設置促進運動

リ 婦人会館、母子福祉センターの建設推進

Ⅳ 各月別婦人界の動き

1 月

6 日 1月7日から9日までオーストラリアのキマンベラで開催された第9回太平洋東南アジア婦人会議に出席するたの藤田たき氏を団長とする日本代表団の一行12名が発発した。同会議の話し合いは「変革しつつある社会における婦人の教育」というテーマで行なわれた。

9 日 全国消費者団体連絡会では主催連、総評、主婦連、婦人民主クラブなど加盟各団体の代表を集めて拡大幹事会をひらき、国鉄運賃、郵便、電気などの公共料金値上げに対する当面の行動方針を協議した結果、中小企業、労組、婦人団体など、消団連は加盟していない団体にも呼びかけて、全国的に市営の公共料金引き上げ反対運動をすすめることを決定した。

10 日 1月15日から17日までカイロにおいて開催された第1回アジア・アフリカ婦人会議に出席する日本婦人代表団の1行（田中寿美子氏ら9名）が10日発発した。この会議はソ連、中共、インドなど36カ国のアジア・アフリカ諸国の婦人が参加して「民族独立と平和の推進のためのたてかいいにおける婦人の役割」のテーマをめぐって話し合いを行なった。

19、20 日 10周年記念第6回農協婦人大会が全国農協婦人組織協議会の主催により東京で開催され、全国から約1300名の代表が参加した。この大会は「1人1人のゆたかな体験を組織に結集して豊らしを築めよう」のスローガンの下に、19日は「みんなの力で豊らしをよくするには—個人の確立と協同活動—」をテーマとしてグループ別の話し合いを行ない、20日の大会ではさらにこの報告を中心に話し合いがおこなわれた。

23 日 全国消費者団体連絡会を中心に、地婦連、消団連、中実農業会議などの団体が参加して1月17日結成された公共料金等

物価値上げ反対懇談会では、23日、第1回の研究集会を開催し、物価値上げ反対運動を全国的に盛りあげ、国会に消費者の声を反映させることなどの方針をきめた。

- 24日 婦人有権者同盟、地婦連、主婦連、理想選挙普及会、日青協などノ2団体代表は、公明選挙の推進について話し合った結果、政府に対し「選挙制度審議会を早急に設置し、審議会は婦人団体、青年団体を加えて構成し、国会議員は除くこと。公明選挙実現のための法改正案の今国会における上程」等について要望することとをきめ、26日、安井自治相に要望書を手交した。
- 30、31日 第3回新生活と財基全国婦人の集いが、財基連中中央委員会と新生活運動協会の主催で九段会館で開催され、地婦連、主婦連、全未協、農協婦、漁協婦の諸団体から約300人の代表が参加して「生活をよくするために」のテーマで話し合いを行なった。

2 月

- 1日 東京都民主婦人部では「家庭相談員制度を新設し、2月1日付で26名の婦人を相談員に任命した。この制度は、家庭や職場の問題での悩みや悩みを持つ女性の相談相手になるために設けられたもので、相談員は各支の福祉事務所と三多摩の地方事務所、1名ずつ配置され、定期的に相談日が定められる。
- 1日 主婦連合会では「第3回消費者ゼミナール」を四谷の主婦会館において開催（参加者約300名）福田自民党政調会長や美濃部元吉氏を招き物価値上げ問題について話し合った。この結果、物価値上げを抑制する抜本的対策の確立と、大幅減税の実施を政府に申し入れるとともに、他団体と協力して、強力な値上げ反対を実施することを決定した。
- 7日 「国民年金をよくする協議会」が7日結成された。参加団体は総評・中央農業会議・姫評主婦の会・婦人問題研究会・くわしの会など27団体で、協議会議長に社会院の戸叶武氏を選

出した。運動方針としては、国民年金制度をよくするため年金法の根本的改正を要求して、拠出制年金の届出拒否、改正要求の署名運動の展開などを決定した。

- 12日 去る1月8日から15日まで、ローマで開催された第10回国際社会事業会議に、日本代表団の一員として出席した。全国未亡人団体協議会会長中村聡子氏が12日帰国した。同会議は移り変わる世界における社会事業の機能と責任をテーマとして、52カ国が参加して開催されたものである。
- 17日 公共料金等物価値上げ反対懇談会（消団連を中心に労働、婦人団体等が加わって去る1月結成）は、虎ノ門共済会館で「公共料金等物価値上げ反対中実集会」を開き、①運賃、郵便料等公共料金値上げの抑制、②燃費法及びその運用強化等消費者保護立法の強化、③物価値上げ抑制のための措置実施などを決議し、代表が政府及び各党代表に陳情を行なった。

なお同集会に参加した婦人団体は、婦人民主クラブ、婦人団体連合会、母親連絡会、姫評主婦の会全国協議会、主婦連婦人部などである。

- 20日 諸物価の値上げに反対して、全国地政婦人団体連絡協議会、主婦連合会、全国未亡人団体協議会、日本婦人有権者同盟、日本生活協同組合連合会婦人部、全国農協婦人組織協議会、東京YWCAの7婦人団体代表は、四谷の主婦会館で「物価値上げ対策婦人団体懇談会」を開催、「消費者保護政策実施」について首相に申し入れを行なうほか3月1日には「物価値上げ反対婦人大会」の開催など値上げ反対の全国的運動を展開することを決定した。
- 22日 物価、公共料金引上げに反対して、関西主婦連合会の代表ノ2名は22日上京、東京駅前で「値上げ反対署名運動」を行なった。
- 24日 アジア・アフリカ婦人会議に出席した日本代表団（団長田中寿美子氏）の歓迎報告会が衆議院第1議員会館で開かれた。

同婦人会議は去る1月「民族独立と平和維持のためのたたかいにおける婦人の役割」とテーマとして、カイロで開催され、アジア・アフリカからの36ヵ国、約250人が参加した。

27日 主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、全国未亡人団体協議会、日本主婦連婦人部、日本有難者同盟の代表は、経済企画庁に迫水長官をたずね、最近の消費着物価の上昇について①値上げ防止の具体策、②サービス料金の引上げ問題、③授業料値上げなどの諸項目について質問、懇談した。

27日 全国消費者団体連絡会は、都道府県会館で全国代表者会議を開き、各地で行なわれている「値上げ反対運動」の情勢報告を行なうと共に、公共料金や、物価値上げ反対対策の資料として、消団連加盟各団体が協力して、家計実態調査、小売価格実態調査などを4月から組織的に行ない、物価値上げの家計に及ぼす影響度を統計的に調査することを決めた。

3月

1日 主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、全国未亡人団体協議会、東京YWCA、日本主婦連婦人部、日本婦人有難者同盟の共催による「物価値上げ反対婦人大会」が四谷の主婦会館で開催され、約600人が参加して物価値上げについて話し合い、①公共料金の値上げと授業料値上げの抑制、②消費者保護行政の早急な確立などの要求を決議した。大会後子も行進を行ない、代表ほか参加者の一部は国会へ「物価値上げ反対」の請願を行なった。また、3月6日には、上記各婦人団体の代表が自邸に池田首相を訪れ値上げ反対の要望書を提出し陳情を行なった。

2日 政府は人事官に就任する中御門氏の機仕とし、大浜英子氏を中央送券管理委員に任命することを内定した。

7日 農林省主催の第9回農村生活改善発表大会が東京で開催され、約50の生活改善グループの代表者が生活改善の体験を報告したが、従来の生活合理化がむしろに達んで、消費改善に主

婦連が取り組む姿が注目された。

8日 第3回婦人月間の国際婦人デー中央大会が青山の日本青年館で開催され約1300人が参加した。会議ではアジア・アフリカ婦人会議出席者の報告や記念講演が行なわれ、①賃上げ、②ILO条約の即時批准、③物価値上げ反対等を決議した。

10日 3月13日から、スイスのジュネーブで開催される第13回国際婦人の地位委員会に日本政府代表として出席するため谷野労働省婦人少年局長は10日羽田を出發した。

15〜17日 昭和35年度全国婦人教育研究集会が文部省の主催により上野大講堂で開催され、全地婦連、主婦連、全国反の会、婦人有難者同盟、日本YWCA、全未協、全国費婦協、婦人平和協会、大学婦人協会、適風会などの婦人団体代表と地方自治体の社会教育関係者約500名が参加した。会議は、「婦人教育5年の反省と今後の課題」とテーマとして、「婦人学級、婦人団体の教育活動、職場地域その他の研究グループの学習活動」等10部会に分かれて研究発表、討議等が行なわれた。

17日 訪日中国婦人代表団歓迎実行委員会の招きにより、中国婦人代表団(団長許広平氏)の1行14名が来日した。18日には同代表団の歓迎婦人集会が開催され、全地婦連、主婦連、婦団連などの婦人団体や、労組、文化界代表約300人が出席した。

18日 第1回全国地域婦人大会が、全地連の主催により開催され(於東京)全国から約700名の会員が参加した。大会では「公明選挙運動をはばむもの」、「青少年対策と地域婦人会活動」とテーマにパネルディスカッションや協議が行なわれた。19日には、第5回全国地域婦人団体指導者研究会が全地婦連と新生活運動協会の共催で開催され、「未端にはこんな問題がある」とテーマとして、「他団体との連絡調整、犯罪防止対策、新生活推進の組織活動」の問題等について研究討議した。

4月

3日 英国の女性生物学者イサベラ・ゴルドン博士が日英文化交

流の一環として来日した。

10日 日本婦人が初めて選挙権を行使した日を記念して、第4回婦人会議が都地婦連、東京YWCA、婦連会、婦人平和協会、婦人有産者同盟、婦連同盟会、日本看護協会の主催により尾崎記念会館で開催され、「公選選挙法、政治資金規制法改正について」「犯罪防止法制定と同年に際して」のテーマについて討論が行われた。

10～16日 労働省の主催による第13回婦人週間「次の世代の成長に貢献する」という目標で全国的に実施された。東京では12日から15日まで第9回全国婦人会議が労働省とNHKとの共催によつて開かれ、全国から選ばれた60名の会議員が4部会に分かれて、次の成長に婦人がどのように貢献するかについて話しあいを行なったが、各県でも地方婦人会議を初め多様な行事が展開された。

13日 社会経済文化協会（会長片山哲氏）は犯罪防止法公布と同年を記念して尾崎記念館で集会を開いた。都内の婦人相談員、民間婦人保護団体代表など百余名が集まり①犯罪対策機関の統一②雑誌記事の自費要請③コールガール対策④観光地の増進⑤水筒売の実態調査⑥芸者の解放⑦精進者の保護などの7項目について請願書を総理大臣に提出することと決議した。

13日 全国組織の婦人団体、日本婦人教室の会の増成総会が虎の門の日本消防会館で開催された。会長に赤松常子氏副会長に阿部静枝、松尾トシ子氏、事務局長に本多シズエ氏が就任した。

14日 さる3月17日来日以来、各地を訪問し日本の婦人と交歓した中国婦人代表団の離日を前に、日中婦人交歓大衆会が歓迎実行委員会主催により九段会館で開催された。なお一行は17日羽田発帰国した。

14、15日 第2回全国婦人の集い（全労働婦対策委員会、全文協、民社青連、日本婦人教室の会、青年会議、全炭鉱主婦連合会、東京海友婦人会共催）が婦人週間の一環として開かれ、①

家族間の新しいモラル ②消費ブームと家計 ③働きがいのある労働条件 ④婦人がまもられる職場環境 ⑤新しい時代の教育と文化 ⑥政治はゆりかごから墓場までのテーマにつき6分科会に分かれて討議した。約300名参加。

15日 日本社会党東京都連婦人対策部主催の婦人参政15周年記念集会が十代田公会堂で開催され、「婦人の要求はどのように政治にとりあげられたか——平和、教育、社会保障、物価——」という議題で公開討論会が行われた。出席者は戸叶里子、島田なほ子、岸本十代子、中大路まき子の諸氏で司会は田中寿美子氏が担当、約1000名の参加者があった。

15日 全国消費者団体連絡会はさる2月全国約200の勤労者世帯を対象に行なった家計実態調査、物価調査の結果を発表した。これによると本年2月の1世帯あたり消費額は前年同期にくらべて6.5%ふえており、支出増加分の約4分の3は物価上昇のためとなっている。支出増加率の最も大きいのは住居費の23.2%、ついで雑費の9.9%、食費5.2%、光熱費2%となっており、衣服費は0.5%減りしている。

16、17日 第6回はたらく婦人の中沢集会が16日東京都立青山高校、17日杉並公会堂で開催された。分科会は「大幅賃上げ、同一労働同一賃金、最低賃金制をかりとるには」「婦人の取組と雇利を守り、母体を保護するには」「職場に地域によりよい保育所をつくるには」「農村の婦人の生活と地位を向上させるには」「失業と内職の問題」など14のテーマをめぐって活発な討議を行なった。

5月

1日 文部省社会教育局婦人教育課の初代課長に金子てい氏が任命された。

5日 長く子孫の教育に努めた牧野キク、大森テル、上岡左幸、森本静子、石川志づ、漆雅子、小川シズエ、大崎広、山田登志信の諸氏にも墓前献章が授与された。

20日 ナイテンゲール生誕記念日にあたるこの日、日本では森崎ハル氏（東京武蔵野赤十字病院看護部長）、山崎秀子氏（鳥取赤十字病院看護部長）、および井深八重氏（財田五ノ山病院看護部長）の3人がフローレンス・ナイテンゲール記章の受章者に決定したと赤十字国際委員会から発表された。森崎、山崎両氏は30歳未満戦傷者などの患者に奉仕を続け、また井深氏は40年間ライ患者に奉仕してきた。

25日 静岡地裁沼津支部は、いわゆる「足入れ婚」に関する婦人の殺人事件に懲役3年、執行猶予3年を言い渡した。被告は23歳の眞家の婦人で、最初の「足入れ」後、半年で結婚中に別れたが、さらに第2の「足入れ」をさせられ、便所で分べんした子供を見捨てて死なせてしまったという事件である。求刑は懲役3年であったが、弁護人は、「被告は自分の意志を無視された封建的農村の犠牲者である」として婦人を弁護していたものである。

27日 全国賛助婦人組織協議会の第11回通常総会が東京で開かれ、36年度の運動方針として「グループ活動を活発にし、研究集会、調査研究に重点をおいて組織の強化をはめること」などを決定し、会長に神野ヒサコ氏、副会長に湯浅しげの氏を選出した。

29日 「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」が成立し、7月1日から施行されることになった。この法律は33年に東京足立区で未成年の姉妹が酒乱の父を殺した事件をきっかけに、婦人議員が超党派でつくったもので①泥酔者の保護と処罰②酒乱による家庭悲劇を防ぐ③アル中患者に治療のめちを開くという3つの柱を骨子としている。

29日 日本婦人有権者同盟の36年度、年次総会が横浜市で開かれ、今年度の運動目標として①憲法を守る②公明選挙と理徳選挙の実現につとめ、公選選挙法と政治資金規正法改正をはかるなど5項目を決定した。

29日 日本婦人平和協会は日本女子大学桜楓会館で36年度総会を開き、活動方針として国際問題の研究、朝鮮の解放を決定。なお役員改選を行ない名譽会長に上代たの氏、会長に曾友那子氏、副会長に野宮初枝、磯野富士子両氏を選出した。

24日 主婦連総会が主婦会館ホールで代議員など約250名が集まって開催され、新しい運営方針として定期的全重会議の設置、部制復活、研究活動強化、移動消費券、教室の編成、当局の消費者行政に対する働きかけなどを決定した。役員選考の結果は全員留任となった。

24日 中井前都知事が都議会議員に対し3,500万円の返戻金を支給したことを不当支出であるとして32年2月、日本婦人有権者同盟、東京都地域婦人団体連盟、主婦連合会、大宮婦人協会、日本婦人平和協会、東京YWCAなど6団体が共同で行政訴訟を行なったが、この判決が東京地裁で下された。判決の結論は「妥当ではないが違法ではない」というもので「支給した返戻金を都に返還する必要はない」として原告が敗訴した。

24日 児童防止法制定5周年にあたり5月24日を中心に1週間～10日にわたって「犯罪をなくす運動」が全国的に実施され（主催は総理府、法務省、文部省、厚生省、労働省、警察庁、全国社会福祉協議会、犯罪対策国民協議会）各地で講演、懇談会、巡回相談などの行事が催された。

29日 全国地域婦人団体連絡協議会の36年度総会が29、30の両日長崎県で開かれ約1,500人が参加し、次の要望事項を決定した。①原爆病対策の強化拡充②消費者物価の値上り抑制と消費者行政の確立③青少年行政の整理刷新④小児マヒ対策のすみやかな実施⑤単純犯罪の処罰をふくむ犯罪防止法の改正⑥公選選挙法の即時改正。

29日 全日本婦人連盟第1回総会が行われ、役員は全部再選された。また「教育の正常化とぬがら婦人のつどい」として話し合いが行われた。参加者は約24名。

29日 第38国会へ政治的暴力行為防止法案が提出され反対運動がおこなわれている中で、人権を守る婦人協議会(婦人民主クラブ、婦人団体連合会、日本主婦連合会、総評婦人部など参加)では、東京日比谷図書館会議室に代表が集まり、参加団体はそれぞれの立場で抗議声明を発表すること、6月3日の「政暴法紛争全国統一行動」に参加すること、6月6日に婦人だけの請願デモをおこなうことなどを決定した。

6月

1日 第38国会で「母子福祉資金の貸し付け等に関する法律」が改正された。これにより「住宅資金」の貸付限度額は10万円、償還期限は6年以内に、(従来「住宅福祉資金」の名称でこれらは5万円、5年以内の限度であった)事業継続資金の個人分に対する貸し付け限度額は5万円以内から5万円以内に増額、償還期限は2年から3年に、事業開始資金の償還期限は4年以内から6年以内になった。

1日 早くから社会福祉事業に携わると共に、人権擁護委員制度創設当初より委員に就任し現在に至っている斎藤寿氏に藍綬褒章が授与された。

3日 マラヤ政府派遣の婦人ばかりの農業視察団が来日した。一行は農家や一般家庭の主婦たちノア入がらなり、リーダーはマラヤ政府の厚生施設勤務のE・N・ナヨン夫人で、6月21日まで滞在し、農家に住みこんで米づくり、養蚕などを実地に見学した。

6日 農業基本法が成立し、12日から施行されることになった。同法は農業経営を近代化し、生産性をあげ、農家所得をあげることを目標に掲げているが、その第2条8号の中で婦人労働の合理化等により農業従事者の福祉の向上をはかることをうたっている。

8日 日ソ婦人懇話会(会長鳩山薫子氏)を中心とした訪ソ使節団(団長米川丹桂子氏)が、横浜出港のソ連船A・モヤイスキ

1号で出港した。一行は女性ばかり37人で、2班に分かれて25日肉各世を視察し、7月5日に帰国した。

7日 市川房枝、赤松常子、奥むめお氏ら参議院婦人議員有志はかねて売春防止法の改正を検討していたが、単独売春の取締り業務や雇用その他の特殊な関係を利用して売春させたものの取り締りを強化することなどをねらいとした法案を提出した。なお、同法案は法務委員会に付託され継続審議となった。

7日 主婦連合会は東京日比谷の主婦会館に船留郡経済局消費課長らを招き、三巻副会長ら約30人の主婦代表が集まって、食料品の値上げや不良インスタント食料などについて商の対策をたどすなど消費者経済についての懇談会を行なった。

8日 6月8日に選挙制度審議会が設置されたが、婦人では坂面志保、村山リウの両氏が委員に任命された。

10日 全国地域婦人団体連絡協議会は日本青年団体協議会と共に日本原水爆の体育改善を要求して「原水爆禁止運動は、あくまでも人道主義にもとづいた、みんながついて行ける国民運動であるべきだ」という声明を発表した。

12日 厚生省では社会保障政策の大きな柱としてすべての児童を対象とする「児童手当制度」の創設を具体化するため児童福祉審議会に児童手当部会を設け、8名の委員を任命したが、うち婦人は田辺繁子氏である。

16日 第38国会で健康保険法と日雇健康保険法の一部が改正され、16日に公布された。この改正により出産関係の給付が改定され、健康保険の場合被保険者の出産に対しては最低六十円のかべん費（従来は被保険者の標準報酬月額を半分に）、また被保険者の妻の出産に対しては一筆2000円（従来は1000円）を支給することとなり、さらに、従来、育児手当としては育期間1カ月について200円を6ヵ月間支給していたのを、育児手当金という名称でかべん直後に1度に2000円を支給することになった。日雇健康保険の場合には、被保険者のかべん費を、2000円から4000円に、被保険者の妻の出産に対するかべん費を1000円から2000円にそれぞれ増額した。

19日 「子供を小児マヒから守る」協議会は昨年来に東京に中央協議会（石橋湛山会長）がつくられて全国組織となったが、本年の小児マヒの流行は全国にひろがる勢を示したため、ワクチン接種を要求する協議会の陳情は区役所、保健所、都道府県庁に対して連日のように行なわれ、19日には約500人の母親が厚生省へ陳情した。

22、23日 富山市公会堂で開かれた第5回全国母子衛生大会で模範愛育団体に対する厚生大臣表彰が七市町村4団体に対しておこなわれた。4団体は東京都小石川おかあさんクラブ、石川県加賀市作見婦人会、兵庫県多喜郡円南町古市地区母子愛育会、加歌山県白高郡白鳥町母子愛育大会である。

24日 婦人民主クラブの第16回全国大会が24、25の両日東京都社会福祉会館で開かれ、婦人の権利、子供、住宅、平和、憲法などを守る活動方針の決定などをおこなった。なお役員改選の結果、石井あや子氏が委員長に、津上美子氏が書記長に再選

された。参会者約100人。

27日 都の交通、水道料金値上げ発表など相次ぐ物価の値上げに対し主婦連合会、地域婦人団体連絡協議会、婦人有権者同盟、母子福祉連合会、生協婦人部全国協議会、東京YWCAの6団体は東京四谷の主婦会館で公共料金値上げ反対婦人大会を開いた。関係者として東京都大田副知事、村田幹義会議長のほか経済企画庁、運輸省、厚生省の担当官などが出席した。6団体は①政府は公共料金値上げ案上の閣議決定をあくまで実行せよ②東京電力の家庭料金はすえおさにせよ③炭費値上げで所得増殖した知事、都議は電報・ガス・水道料金値上げ抑圧に努めよ、と決議し、今後も反対運動を推進することを宣言した。

7月

7日 経済企画庁は東京会館で国民生活向上対策審議会の初会を開いた。同審議会はいわゆる消費者行政を推進するための諮問機関として6月1日に設けられたもので27人の委員のうちには有吉佐和子氏（作家）氏家寿子氏（白木文子大教授）江土フミ子（NHK専任編集長）甲斐喜子氏（全国地域婦人団体連絡協議会副会長）島田エリ子（主婦連合会副会長）丸岡泰子氏（評論家）白井小浪氏（全国農協婦人組織協理）など女性も多数選ばれている。企画庁は7日、この審議会に「10年後の国民生活」と題する資料を提出したが、これには「物価に大きな変動がなく所得増進計画が実現された場合には勤労者の賃金は約7割上昇し、労働時間は週で8時間短縮、低所得層は今の約3.24倍の生活ができるようになり、エンゲル係数は低下し国民の体位も向上する。また、繊維の1人当たり年間消費量は7割増しとなり、耐久消費財の普及もめざましいものがあり、入試難は解消し、高校進学率は7割以上になる」などのことがあげられている。

19日 昭和36年度全国婦人民生、児童委員の代表者研究協議会が19日から3日間、鳥取県出雲市で開かれ、「しあわせを創

める運動」のスローガンのもとに、活動報告や受注事例の報告がなされた。

24日 東京YWCA主催の第5回「おかあさんの夏休み」が24日から8月31日までの間、5回にわたって都下調布市のYWCA徳の家で開かれた。これは中学生未満の子供をもつ低収入家庭の母親に休息とレクリエーションを与える目的から行なわれたもので、1泊2日の費用は全額YWCA負担とし仕事を休んだために生活に困る母親のためには減収分も補助している。招待された母親の数は年々増加しており、本年は150人になった。

25日 国連NED国内婦人委員会は、東京麻布の国際文化会館で岡崎国連大使から「国連の現状」の話を聞き、懇談した。外務省側からは諸岡産局長らが出席した。

25、26日 日本生協協同組合連合会婦人部全国協議会第4回総会が東京の労金会館で開かれ、活動報告、活動方針討議および「単位生協における経営活動と婦人組織活動の具体的な関係」のテーマによる研究会がおこなわれた。活動方針として、(1)積極的組織活動を力こなうこと、(2)賛助別調査、家計実態調査、市場物価調査を本格的におこなうこと、その目的にそつように家計簿研究会をおこなうこと、(3)商品研究活動実施、(4)消費者運動への参加、(5)内外諸団体との交流などがあげられた。

27日 7月31日、8月1日の2日間にわたり総評主婦の会第2回定期大会が東京の自治労会館で開かれ、約200名が出席した。大会では経過報告、活動方針審議、役員改選などがおこなわれたが、1967年度活動目標として「(1)交流をいっそうひろめ、主婦会の組織をつくりましよう、(2)内取しなれずむ生活ができるよう組合とともに大幅賃上げを勝ちとるために労働者の妻であることを自覚しましよ、(3)子供の幸せを守るため、すべての婦人ときをつなぎましよう、(4)婦人の権利と地位の向上のため家庭の民主化に努れましよう、(5)世の中が平和である

ようにすべての人とともに努れましよう」が採択された。なお会長に橋田とよ子氏(国鉄主婦会)副会長に糸井とし代(東京地評主婦会)又隈樺氏(炭婦協)が選ばれた。

27日 日本婦人平和協会副会長磯野富士子氏は7月31日から8月5日までノールウェイのオスロで開かれるWIL(婦人国際平和自由連盟)主催、ユネスコ、ノールウェイ外務省、ノール賞委員会後援の国際セミナーに参加するため29日羽田を出発した。なお同セミナーの中心テーマは「西洋文明と東洋文明の交流は可能か」で磯野氏は植民地化の前と間と後の東西の交流について発表する。

8月

7日 主婦連合会は8月7日・9・11日の三日間、東京の主婦会館ホールで第10回夏の主婦大学を開いた。内容は「主婦が健康をそこねるとき」(医学博士荒良林祥氏)「内外の政治情勢をめぐって」(政治評論家 藤島基智三氏)「貿易の自由化と私達の暮らし」(エコノミスト編集長筋仁蔵氏)「健康な食糧」(医学博士天野慶之氏)「消費者は守られているか」(公取本部消費者有賀美智子氏)などであった。

8日 「全国婦人指導者研修会」が主婦連合会主催により東京の主婦会館で開かれた。主婦連加盟の婦人団体の会長ら約40名が全国から集まり、「婦人団体に対する消費運動のすすめ方について」のテーマにより、研究会をおこなった。

9日 自由民主党婦人局の役員改選のように決まった。婦人局長 山本初氏、婦人局次長、山下春江氏、婦人組織部長、山下春江氏、婦人対策部長、山本千恵子氏。

9日 第7回原水爆禁止世界大会が9日から11日間にわたり東京で開かれた。12日には平和行進の地方代表や外国代表ら約1万人参加のもとに多摩体育館で本会議を開き、最終日14日には東京体育館で宣言発表総会を開いて、大会宣言、一般決議を

採択したが、幅広い国民運動を主張する社会党、総評日本青年団協議会、地域婦人団体連絡協議会の4団体は「現在の日本原水協幹事を不信任し、原水爆運動を正しいものにしていくため努力する」という声明を発表した。

15日 全国地域婦人団体連絡協議会、日本婦人団体連合会など8団体の共催により、第7回原水爆禁止世界大会参加外国婦人代表との懇談会が東京霞ヶ関の家議院会館で開かれ、婦人の活動状況や生活の実態などについて懇談された。

15日 核兵器禁止・平和建設国民大会が東京千駄谷の都体育館で開かれ約7千人が参加、「平和へのアピール」、「平和建設国民運動の組織化に関する決議」、「被爆者救済に関する決議」、「平和建設事業に関する決議」を採択した。婦人団体としては全日本婦人連盟が参加した。

20、21日 第7回日本母親大会が東京で開かれ、全国から14000人が参加した。第1日目には、①「子どもと教育」②「生活と権利」③「平和と母親運動」に大別される3つの分科会が開かれ、第2日目には全体会議で、分科会の討論を問題別にまとめ①～③の項目について報告が行なわれた。なお、今年は翌22日、1500名が出席して活動家学習会を開き、他団体とのついでの問題、働く婦人と家庭婦人とのつぎがりの問題などについて活動家の立場から討議した。

21日 国際婦人同盟第19回総会が8月21日から9月2日までダブリンで開かれ、日本からは日本婦人有権者同盟の野間タ子氏に参加した。

22日 選挙制度審議会特別委員(国会議員)が決定した。婦人議員では参議院から市川房枝氏が選ばれている。

25日 9月19日から始まる第14回国連総会に臨む日本政府代表団が決定したが、代表団のうち代表代理の1人に久保田ギス氏(立教大学法学部助教授)が任命された。婦人で国連総会の代表代理に起用されたのは、日本では藤田たき氏、久米愛氏に

次いで3人目である。

9月

1日 厚生省主催の第1回自性病予防週間が1日～7日の1週間実施された。本年は性病による被害の大きい妊婦・青少年層を主な対象として、①性病の善悪の認識 ②性病の早期発見、完全治癒 ③性病の健康診断と治療費の減免制度について周知徹底させることを重要目標とした。

1日～3日 全労青婦対策協議会が初のところみとして「全労婦人問題研修会」を鎌倉で開き、全労加盟組合から婦人幹部、活動家約50名が参加し、講演・懇談会、リクレーションなどを行なった。

5日 有取婦人国際連合会副会長ランダール文史が来日、6日労働省婦人少年局長を訪問し、その後東京、名古屋ならびに関西地区で、日本有取婦人クラブ連合会加盟の地区クラブの会合に出席した。

5日 ソ連の核実験に対して全日本婦人連盟、全国地域婦人団体連絡協議会の代表は、それぞれ札幌のソ連大使館へ出向いて抗議した。

5日 かねてから設立準備がすすめられていた日本消費者協会は、7月17日に東京ホテルで発起人総会を開き、事業計画、予算審議、役員選出を行なったが、9月5日には生産性本部消費者教育室が解消して日本消費者協会として正式に発足することになった。なおこの協会は発足と同時に国際消費者機構(IOCI)へ加盟することが承認されている。同協会の役員は会長、足立正(日本商工会議所会頭、日本生産性本部会長)、理事長、野田信次氏(成蹊大学学長、日本生産性本部理事)、事務理事、山崎進氏(日本生産性本部消費者教育室室長)が選ばれたが、理事として婦人では松平友子(東京家政学院短期大学教授)、奥をゆお(主婦連合会会長)、奥田喜子(日本女子大学教授)、小野永子(全国友の会中央部委員)氏家寿子(日本家政学会副

会長、日本女子大学家政学部長）、山本キク（大妻女子大学教授）山崎しげり（全国地域婦人団体連絡協議会会長）の八氏が選ばれている。

7日 婦人議員懇談会ではさるる月、沖縄婦人連合会から託された日本政府への要望を検討した結果、7日、総理府小平総務長官へ申し入れを行なった。沖縄婦人連合会の要望は次の三項目である。①母子福祉センターの設置補助 ②母子福祉貸付金に対する補助 ③郵便貯金の適切な検算による払い戻し。

11日、さきとソ連の核実験再開に抗議した地域婦人団体連絡協議会代表は、11日、米国の核実験再開に抗議し、米国外務省を訪問、ケネディ大統領宛の抗議文を提出した。また、日本婦人平和協会も、代表が11日、ケネディ大統領とフルシチョフ首相のそれぞれに宛てた抗議文を提出した。

11日 主婦連合会食糧部は研究会を開き、食品の品質表示について論議し、品質表示のために必要な項目としての製造年月日、②保存期間、③成分または原材料とその量、④添加物 ⑤栄養価 ⑥使用および保存の注意、⑦量目、⑧生鮮食料品に農薬や生物剤を使用しているときはその旨、⑨業者の住所、氏名、の9項目をあげ、15日、農林省に書面で申し入れをおこなった。

12日 日本婦人有権者同盟は12日の常任委員会でも米国婦人有権者同盟へ、米国の核実験を禁止するよう努力を要望することを決定し、実行に移した。

14日 日本キリスト教婦人矯風会代表は14日米大使館および米国外務省を訪問し、核実験再開に対する抗議文を手渡しした。

14日 総理府統計局は都市勤労者世帯の家計調査結果を発表したが、これによると、昭和30年以後の実質的な収入増加率（年率）は6.9%消費支出は実質で年率5.5%増加となっている。消費内容をみると家具・じゅうたん類の増加、電気がス代の増加が著しく、また食料品も肉乳卵類の支出が増加するなどの傾向が目立ち、30年に44.5%であったエンゲル係数は35年には

38.8%に下がった。

15日～24日 労働省婦人少年局主催の第7回働く婦人の福祉運動が「男女同一賃金について理解を深める」ことを重点目標として全国的に展開され、各地で懇談会や研究会が開催された。大阪では15日、両国電力ホールで、高橋武・亀井正夫・松田博子・山崎しげりの諸氏を講師に、また、東京では20日、プリジントンホールで、稻葉孝三・田中慎一郎・沢崎サイ・藤田たきの諸氏を講師に公開討論会が開かれた（婦人少年協会主催）

20日 人事院は36年度国家公務員上級試験（甲・乙種）合格者を発表したが、合格者は1531名、うち女子は15名（甲種74名、乙種21名）で昨年の67名にくらべて増加が著しく、とくに、心理・化学系の増加が目立っている。

22日 売春対策懇談会が総理大臣官邸で開かれ「売春対策の諸問題について」の議題を中心に、売春の近況、対策問題などについて話しあわれた。

27日 9月8日に出発し、東西ドイツを旅した平林おひ子氏は27日帰国した。西ドイツ訪問は西ドイツ政府の招待による。

28日 郷田ふさ久（日本婦人団体連合会長）は国際婦人連盟評議会出席のため28日羽田港でラダバストへ出発した。

29、30日 第五回全国労働婦人部大会が29、30日の両日東京の日本青年館で開催された。第1日には経過報告、講義、実績発表など、第2日には「労働の強化と労働婦人部の役割」「労働協婦人部の運営」「労働生活の改善」の3分科会に分かれて討議をおこなった後、全体討議にうつり、大会宣言を採択した。

10月

1日 通産省の来年度採用上級取組員が決定したが、女性ではじめて片山春生氏が採用されることになった。中央の経済官庁で婦人の上級試験合格者が採用されたのはこれがはじめてである。

4日 参議院の新常任委員長が決定したが、外務委員長に近藤隆代氏が任命された。氏は外務政務次官の経験があり、現在自民党

本報委員会副本員長である。

10日 労働省婦人少年局は10月10日から19日までの10日間を労働者家族福祉運動期間とし、全国的にこの運動を開始した。期間中には諸会議や懇談会、セミナー等が開かれるが、これに先立って、7日、勤労者世帯の消費生活に関するアンケート調査結果報告を発表した。同アンケートは婦人少年局のおこなっている労働者家族問題に関する諸事業の一つとして実施されたものである。

11日 保健婦制度制定20周年記念式典が日本看護協会主催、厚生省、東京都後援により厚生年金会館大ホールで行なわれた。式典の主な多卒保健婦として努め、公衆衛生事業の推進に貢献した人々の表彰であり、厚生大臣から11名が表彰された。出席者約2000名。

20日 労働省婦人少年局では労働者家族福祉運動の一環として勤労者家庭の消費生活問題に関する研究会議を東京沼池の日本労働協会会館で開いた。「消費生活のバランスとは何か」のテーマをめぐり日本消費者協会、山崎進氏司会により勤労者家庭における消費生活の問題が家庭経済学（北海道大学 龍山京氏）、家政学（お茶の水大学、伊藤淑子氏）、社会学（東京大学、高橋徹氏）、生活科学（家庭科学研究所、今和次郎氏）のそれぞれ専門の立場から指摘され、次いで消費者の立場から大野はる氏（全日通労組）、小森道子氏（全国友の会）、春野蘭子氏（主婦連合会）より具体的問題の提起があり、講師との討論、傍聴者との質疑応答が行なわれた。傍聴者約80名。

20日 参議院会館で日本母親連絡会主催による、政防法、学カチスト、物価値上げに反対する全国の母親たちの集会が行なわれ、全国25都道府県の母親代表約150名が参加、河崎なつ委員長の後援、岩間正男（共）、猪俣浩三（社）、木村権八郎（社）の各国会議員がそれぞれ、全国一斉学カチスト、政防法、物価上昇問題について国会報告をささ、母親代表の報告の後、これ

ら三問題に反対する決議を採択、国会請願を行なった。

24日 全国未亡人団体連絡協議会、全国社会福祉協議会主催、厚生省、労働省後援の全国母子福祉研究集会在東京虎の門の社会事業会館久保講堂で開かれ約100名が参加、①母子福祉資金等に関する法律を中心として、②母子福祉年金・児童扶養手当について、③母の就労について、④母子家庭と経済問題、⑤未亡人団体の運営、の諸問題について研究討議が行なわれ、児童扶養手当と母子福祉総合法のすみやかな制定が要望され、最後に決議が採択された。決議とは母子福祉総合法として①入学資金新設、②貸付限度額引上げ、③修学資金の無利子貸付、④母子相談員制度の充実・強化、⑤母子福祉センター設置と補助基準引上げ、⑥専業主婦除引上げと範囲拡大、⑦母子福祉年金追徴と子供年齢制限引上げ、⑧母の就労対策充実、⑨中央母子福祉センター設置、の諸案を盛りこむことが要望された。

24日 全国婦人相談員連絡協議会第2年次総会が参議院会館で開かれ、全国から約150名の相談員が参加、運動方法として①犯罪防止法一部改正の促進、②婦人保護事業予算の獲得、③犯罪への転落防止活動の推進、④婦人相談の窓口拡張、⑤婦人相談員の身分確立と保障が決定され、犯罪対策に一層努力する旨の決議が採択された。また同日夕刻から同じく参議院会館で婦人議員との懇談会が行なわれ、数参議院議員が超党派で出席した。

24日 ソ連の超大型核実験に抗議して諸団体がソ連大使館を訪ねたが、婦人団体としては日本婦人教会の会（会長永松常子氏）全日本婦人連盟（代表理事中河幹子氏）が核実験禁止の抗議文を提出した。また、21日にはソ連のふロムガトンの水爆実験に抗議して核実験禁止国民会議、諸労組などがソ連大使館に抗議したが、全日本婦人連盟の代表もソ連の母親たちに対し核実験禁止に努力するよう訴えをアルコフ書記官に伝えた。

25～27日 全国社会福祉大会が全国社会福祉協議会などの主催により25日から27日間、厚生年金ホールその他で開かれ、

全国から民生委員、児童委員、社会福祉事業関係者など約8000名が集まった。研究会は児童、婦人、身体障害者など七部会に分かれて行なわれ、婦人の福祉問題は第3研究部会「地域において婦人の福祉をたかめるためにはどのような活動を推進するか」の部会としてとりあげられたが、相当の時間が売春対策問題にあてられ、コロニー設置、婦人相談員の身分保障法改正、純潔教育などについて論議された。

26日 第2回大評省海外視察団として、欧州班8名、米班7名、計15名の婦人が10月26日羽田を出発した。

27日 第39臨時国会は21日閉会したが、婦人関係の法律として児童扶養手当法の制定、国民年金法改正、女子教育取組の産前産後休暇中の学校教育の正常な実施確保に関する法律改正がおこなわれ、また、売春防止法改正案は再び継続審議となった。児童扶養手当法は、父と生計を同じにしていなかった義務教育修了前の児童を継続養育する母、その他のものに対し、児童が一人の場合は月800円、2人の場合は1200円、4人以上の場合は1400円にその児童のうち2人を除いた児童1人につき200円加えた額を支給するというものである。また、国民年金制度の改正で、祖父が死して祖母と孫が残り、あるいは父が死して姉と弟妹が残るというような母子世帯に準ずる世帯に対し、母子年金にならうと母子年金制度がつくられなことになることになった。女子教育取組の産前産後休暇中の学校教育の正常な実施確保に関する法律は、法律名を女子教育取組の出産に際しての補助教育取組の確保に関する法律と改め、新たに幼稚園の女子教育取組を対象に加え、国公立学校の女子教育取組の出産の場合の臨時補充取組の最低任用期間を産前産後にわたり少なくとも12週間を下らない期間と定め、従来は期間の定めなしの私立学校もこれに準ずることとした。

27日

28日 紫綬、藍綬、黄綬の名義章がおくられたが、婦人関係では

紫綬褒章に柳かぬ久（声學）藍綬褒章に井上泰氏（女子教育、社会教育）桐淵とよ氏（婦人問題、社会教育）などがある。

29日 日本YWCAの第14回全国総会が東京YWCAでひらかれ、約300人の会員が参加。役員改選の結果、会長に光明寺子、副会長に勝山操、佐岡良子の諸氏が選ばれた。なお、石橋宮子氏は総幹事を辞し、一月から世界YWCA指導者養成プログラムの指導者としてジュネーブに赴任することとなり、後任に今井万里子氏が就任した。

30日 日本家族計画連盟、厚生省等の主催による第6回家族計画全国大会が東京でひらかれた。全国から行政関係者や実施指導員等が参加、研究発表、家族計画普及功労者の表彰等が行われた。

31日 ソ連のふロメカトン実験後、米国内にも核実験反対の声が高まっているが、「生存のための婦人平和運動」の婦人代表約10名が国連日本代表団に西崎大使をたずね、こどもを放射能の危険から守るため核実験停止の運動に日本婦人も参加するようよびかけた。

10日 全日本婦人連盟結成1周年記念行事として記念式典とアジア婦人親善の集いが東京神田の共立講堂で開かれた。経過報告講演等をふくむ記念式典ののち、第2部アジア婦人親善の集いに移り、中国、ビルマなどのアジア婦人代表の挨拶等が行われた。参加者約2500名（うち外国婦人約120名）。

15日 郵政省はこの日年賀はがきを売り出したが、主婦連合会は年賀郵便が郵便遅配に拍車をかけるものではないか、年賀状は松の内につくのか、などの点につき是配対策をたどすため、会長以下5名が通水郵便政大臣に面会した。また、主婦連合会は「年賀郵便を出さないことを申し合せ、郵政当局と労組の反省を促す」声明を発表し、主婦自身も自粛することとした。

16日 菅友那子氏（日本女子大学教授）は世界キリスト教会議出席のためニューヨークへ向け、羽田を出発、12月20日帰国。

16、17日 栄養改善普及会、新生活運動協会、日本大豆調査会主催の第3回全国台所会議が16、17日の両日東京で開かれ、延べ約750人が参加した。第1日目は「1日1回フライパンを使って油料理をする運動」の成果と今後この運動をすすめる指針を考え、第2日目は「栄養家計簿にあらわれた問題点」「食生活の問題点」とくに食品について」「施設の給食の問題点」などのテーマをめぐって話し合いをおこなった。

16日 全国地域婦人団体連絡協議会・日本婦人有権者同盟・日本婦人平和協会・日本キリスト教婦人矯風会・日本YWCA・日本看護協会等は連名で、米ソ両国に核実験即時停止の抗議文を、またあわせて、国連大使岡崎勝男氏に激励文を送った。

18日 「福田英子を記念するつどい」が福田英子を記念する会主催により18日午後、明治大学で開かれ、米屋足雄、三井礼子両氏の司会により、「日本の婦人問題」(玉城馨氏)、「『世界婦人』と福田英子」(宮川実雄氏)、「私の知っている福田英子」(近藤真柄氏)「福田英子と『青蓮』」(井寺文子氏)、「英子次男の少年時代を記念して」(村田静子氏)などの講演がわたられた。参加者約200名。

20日 麻薬対策協議会が決定し、20日に第1回会合が開かれた。この協議会は売春問題を解決するには麻薬撲滅に乗り出さねばならないという見地から結成されたもので、全国地域婦人団体連絡協議会・日本婦人有権者同盟・日本キリスト教婦人矯風会・主婦連合会・救世軍・全国社会福祉協議会の全国的な組織と、地方団体として東京都民生委員連合婦人部が加盟、厚生省業務局麻薬課が事務を担当し、神近市子氏が代表者となる予定。

25日 婦人月間実行委員会、東京保育所づくり協議会主催の「保育所要求婦人大会」が東京港区の中野公会館で開かれ約1000名参加、経過報告に続き、保育所要求、保育内容改善などの項目の要求が決議された。

26日 文部省社会教育局婦人教育課長外村てい氏は乳がんのため

死去した。正三位勲4等実冠章が授与された。

26、28日 第2回文部省海外派遣代表者として欧州班8名、米国班7名の婦人代表は去る10月26日羽田を立つたが、約1カ月のスケジュールをおえ、26日、29日にそれぞれ帰国した。

29日 消費連(全国消費者団体連絡会)は全国府県代表者会議を開き、①年末年始にかけ全国マラソンで物価値上げ反対集会を開き、1月20日ころ東京で全国大会を開く、②10000人を目標に物価値上げ反対国勢請願署名運動をおこなう等について決定し、決議文を大平昌房長官に手渡した。

12月

1日 日本婦人団体連合会では総議院第2会議室で海外の報告をきく会を開いた。報告者はソ連等各地を旅して帰った大山柳手氏、中国を訪ねた各務文氏、国際民主婦人連盟がタペスト評議会に出席した柳田ふさ氏、参加者約40名。

1日 税制調査会は来年度税制改正案の審申を決定したが、これには現行90000円の配偶者控除を100000円に引き上げることが含まれている。

2日 婦人権擁護同盟は山一ホールで協議離婚制度をめぐりる研究会を開いた。なお、同団体は11月末にも同様の研究会を開いた。

4日 全国未亡人団体協議会は郵政省・日本交通公社・東海汽船などの後援で「お母さんの貯金旅行」計画を立て、全国各地に未亡人の貯金旅行団体ができ、多くのお母さんたちが月々郵便貯金で旅行費を積み立てていたが、4日、貯金旅行の第1陣として愛知県の未亡人約900人が伊豆大島見物をおこなった。

5～7日 第7回全国農協婦人大会が5日から7日までの3日間東京で開催され、全国46都府県から約1,500名の主婦が参加した。第1日目は年輪別に3グループに分かれて「農村の現状をみつめ暮らしを高めるために、いかに協同活動を発展させる

か」という共通テーマをめぐっての話しあい、第2日目は生活改善発表、第3日目は、グループごとの報告をもとづく参加者全員の話しあいがすすめられた。

7日 消費生活についての「苦情の窓口」を全国的に開くにあたり、全国代表者会議が主婦会館ホールで開かれ、苦情の窓口設置をきめた。都道府県の婦人団体代表約30名が来賓、藤山経済企画庁長官、経済企画庁のほか関係諸官が出席した。「苦情の窓口」にはさしあたり県の婦人会館や婦人団体の事務所等があたり、消費者が暮らしに關係ある諸問題に対する苦情を苦情受けつけカードに記入して提出すると、毎月整理され、地元で処理できるものは地元で、できないものは主婦連合会でとりまとめられ、中央官庁・業者団体などに連絡され、改善をはがられることになる。会議の席上、藤山経済企画庁長官は、このような組織を編んで出された苦情・不満・要望などきいたのち意見や意見を率直にきいて、消費者行政運営上の資料にしたいと述べ、また参加者の間ではくらしを明るくするための運動についての討議が盛んに行われた。

8日 厚生行政年次報告(厚生白書)が発表された。総論では①出生率・死亡率ともに低下し高齢人口が増加したこと、また人口の都市集中が著しく、社会政策の発転が必要となっていること②平均寿命は女子70歳、男子65歳となったこと、国民の健康水準は上がったが成人病対策が急務であること、③日本の社会保険給付額は国民所得に占める割合も、伸び率も低く、今後社会保険水準を大幅に向上させることが急務であることを述べ、各論は公的扶助、年金制度、社会福祉、児童福祉と母子福祉等々の項目について過去1年間の厚生行政の成果と今後の課題を述べている。

8、9日 日本看護協会理事会が8、9の両日、同協会会館ホールで開催され総会開催方法の検討、協会ニュースの配布方法、看護婦会規則1部変更等の議題について討議などをおこなった。

19日 大友美子氏は中央選挙管理委員に再任され、なお、この日開かれた中央選挙管理会で互選により委員長に選ばれた。中央選挙管理委員長に婦人が選ばれたのはこれが初めてである。

22日 労働省婦人少年局は女子事務取扱費徴収率調査の結果速報を発表した。調査対象となった産業部門における事務取扱費の男女の割合は男子57%女子43%で女子の進出はめざましく、が勤労調査による1960年年平均全産業男女事務取扱費の構成比は女子57%男子43%に比べ、女子の比率が高い。女子事務取扱費の平均年額は29.9才、男子30.4才、勤続年数は女子4.5年、男子8.6年、女子事務取扱費の平均給与総額は14,138円男子28,111円で女子は男子の50%である。

25日 公正取引委員会はいつわりの表示を不公正取引として、独禁法の取締りの対象とすることを告示した。これにより、うそつきかんづめなどにみられた、消費者に誤解されるおそれのある表示、広告が法的に禁止されることとなる。適用は3月1日。

1941年の婦入と興する動き

昭和 37 年 7 月 10 日 印刷

昭和 37 年 7 月 15 日 発行

発行所 千代田区大手町1の7
労働省婦人少年局

印刷所

高山写真再版印刷株式会社
東京都文京区湯島1-1
電話東京 291 (代表) 5318・
5319・5310